

特定事業所集中減算の正当な理由の判断基準(平成30年度以降)

- ①居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合
 - ②判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合
 - ③判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合
 - ④サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められた場合
 - ・利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等(名称にかかわらず、地域包括支援センターが実施する事例検討会等)に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。
- (サービスの質が高い事業所の例)
- ・近隣地域における同種の居宅サービス事業所との比較において設備環境が充実している事業所
 - ・先駆的・先験的な事業として、国または地方公共団体と連携した事業等を実施している事業所
- ⑤その他正当な理由と那覇市長が認めた場合
 - (1)次の①～③に示す特段の事情に該当する場合は、サービスの全体計画及び照会率最高法人へ位置付けた計画から個別のプラン(利用者)ごとに除外し、再計算できるものとする
 - ①利用者が必要とする機能訓練等に対し、それが可能となる資格者を有する事業所が、通常の事業の実施地域内に当該事業所のみである場合
 - ②地域包括支援センター等より困難事例を受け入れた場合
 - ③判定期間中に、廃止等の事情により他の居宅介護支援事業所の利用者を受け入れた場合